

令和 7 年度相談支援部会の総括について

1 令和 7 年度相談支援部会の目指すべき方向性と課題

(1) 目指すべき方向性

障がい児（者）や、家族が抱える日常生活の困りごと相談への対応のため、相談支援事業者が中心となり、次のことを協議する。

- ア 障がい児（者）の生活課題の整理と検討
- イ 社会資源の検証・開発
- ウ 困難事例
- エ サービス等利用計画等の作成にあたってのスキルアップ
- オ 虐待相談

(2) 令和 7 年度の課題

- ア 新災害時アクションプランの災害時情報共有シートについて
- イ 研修会について
- ウ 事例検討、業務の疑問点について

2 協議の成果

(1) 新災害時アクションプランによる訓練実施

昨年度に引き続き、市内相談支援事業所によるラインワークスおよび電子メールを活用した災害発生時の情報連携のための訓練（今年度は地震被害を想定）を実施した。

(2) 研修会について

就労部会と合同で、就労選択支援事業に関する研修会を開催予定であったが、県南地区の当該事業を実施する事業所との意見交換会となった。相談支援部会からも 3 名が参加し、後日その情報を、相談支援部会内で共有した。

(3) グループスーパービジョン（以下「GSV」という。）の実施および小グループによる情報交換について

GSV を 3 回実施し、事例提供者からの事例を共有し、少人数のグループに分かれて意見を出し合い、相互にフィードバックを行いながら支援方法を検討した。また、小グループによるフリーでの協議を 2 回実施し、日頃の業務の疑問点や悩み、秋田市の地域課題について共有したほか、次年度の相談支援部会における協議内容等の検討を行った。

(4) 権利擁護（虐待防止）に関する部会の立ち上げについて

昨年度協議の際と同様、部会の設置に関しては必要であるとの結論であり、検討すべき事項については以下のおりの意見が挙げられた。

- ア 通報窓口は虐待防止センターが担うため、部会としては啓発や勉強会を行うことになるのではないかと。
- イ 次の虐待を起ささないようにするための検証の機会が必要ではないかと。
- ウ 実際の相談支援の場で通報義務にあたるかどうか不明な場合があるため、虐待

について知る必要があるのではないか。

エ 子どもと大人では根拠法令が違うため、分科会などで分けて考える必要があるのではないか。

(5) その他

障がい者の生涯学習の機会について情報が必要であるとの観点から、障がい者も参加できるサークル活動団体等のリストを作成し、相談支援事業所で情報共有した。今後も必要に応じて随時更新を行うこととした。

3 今後の部会での協議等

(1) 新災害時アクションプランによる訓練の実施について（継続）

次年度以降も引き続き訓練を継続し、情報連携の流れについての理解を深め、災害発生時の円滑な行動に繋がるよう努める。

(2) 研修会について（継続）

障がい福祉に関わる職員のスキルの向上、他分野領域との連携につながる研修会の開催に向け、協議を継続する。

(3) G S V、業務の疑問点について（継続）

事例に対する支援方法の検討や、小グループによる情報交換を引き続き実施し、相談支援専門員のスキルアップおよび地域の相談支援体制の強化を図る。

(4) 効果的・効率的な相談支援の実施に向けた検討について（新規）

ア 「こんな時にはどうすればよいか」と悩む場面で活用できるQ Aを作成する。

イ 各相談支援事業所のマニュアルや研修の実施内容などの情報を共有する。

【令和7年度の開催状況】（各部会の前に運営会議を開催）

令和7年	7月31日	第1回相談支援部会（合同部会と同時開催）
	8月20日	第2回相談支援部会
	9月17日	第3回相談支援部会
	10月15日	第4回相談支援部会
	11月19日	第5回相談支援部会
	12月17日	第6回相談支援部会
令和8年	1月21日	第7回相談支援部会
	2月18日	第8回相談支援部会